

報告期日 令和4年6月30日までです。

令和4年4月28日

医療機関各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出について

こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

◆報告書の提出先について（郵送もしくは持参にてご提出ください。）◆

〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19（県横須賀合同庁舎）

横須賀三浦地域県政総合センター環境部 環境課 ☎046-823-0210（代表）

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長

（ 公 印 省 略 ）

産業廃棄物管理票交付等状況報告の提出について（通知）

本県の産業廃棄物行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項により、産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者は、事業場ごとに、毎年6月30日までに、前年度1年間における交付状況について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告する必要があります。

本年度においては、2021年4月1日から2022年3月31日までに交付したマニフェストの実績を、2022年6月30日までに報告することになります。

問合せ先

指導グループ 高取

電 話 (045)210-4159

FAX (045)210-8847

メール haiki-kouiki.4154-6@pref.kanagawa.lg.jp

産業廃棄物管理票交付等状況報告を提出してください

～ 報告書の提出期限は6月末日です～

○産業廃棄物管理票(マニフェスト)報告の概要

産業廃棄物を委託処理し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した全ての排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の交付状況を都道府県知事などに報告しなければなりません。

本年度は、2021年4月1日から2022年3月31日までの産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況を、2022年6月30日までに提出していただくこととなります。

なお、電子マニフェストを利用している場合はこの報告は必要ありません。

詳しくは、下記アドレスをご覧ください。(様式をダウンロードして使用できます。)

■産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/>

※ いわゆる「事業系一般廃棄物(オフィスペーパー、段ボール)」を委託・売渡ししている場合で、マニフェストに準じた管理票で処理確認をしているケースの報告は必要ありません。

○提出方法

4月1日から6月30日の間に郵送又は持参してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。

提出部数は1部ですが、受領印の押印のある控えが必要な場合は、2部提出してください。

なお、郵送での提出で、控えが必要な場合は、宛名を記入し、切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

○提出先

神奈川県内の事業所の所在地を管轄する地域県政総合センター(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市内の事業所はそれぞれの市)。

○問合せ・提出先

	部署名	電話番号	提出先
神奈川県	環境農政局環境部資源循環推進課 指導グループ	045-210-4159	
	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部	046-823-0210	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19
	県央地域県政総合センター 環境部	046-224-1111	〒243-0004 厚木市水引2-3-1
	湘南地域県政総合センター 環境部	0463-22-2711	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1
	県西地域県政総合センター 環境部	0465-32-8000	〒250-0042 小田原市荻窪350-1
横浜市資源循環局事業系対策部 産業廃棄物対策課	045-671-2513	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10	
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課	044-200-2581	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1	
相模原市環境経済局廃棄物指導課	042-769-8358	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	
横須賀市環境部廃棄物対策課	046-822-8523	〒238-8550 横須賀市小川町11	

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)

令和 年 月 日

(神奈川県知事・横浜市長・川崎市市長・横須賀市長・相模原市長) 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種							
事業場の所在地									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	通搬受託者 の許可番号	通搬受託者の 氏名又は名称	通 搬 先 の 住 所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめたとした上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 通搬又は処分を委託した産業廃棄物に右綜合有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について右綜合有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、通搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って通搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの通搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

ページ /

事業場の名称											
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所		
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											

備考

- この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。
- 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。
- ページ数欄には、該当ページ数/総ページ数を記載すること。